

一人ひとりの子どもを 大切にす学校をめざして [Ⅷ]

～子どもたちの登校を支えるために～



平成27年10月
川崎市教育委員会

はじめに

不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由による者を除く）」と文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以降、問題行動等調査と記します）において定義されており、年度間に連続または断続した欠席日数が30日以上の子供生徒数を調査では計上することになっています。

不登校の背景には、友人や教員との関係、学習面や生活面等の学校における状況、本人の内面や保護者との関係等の本人や家庭での状況、さらにそれらが複雑に絡み合うなど様々な要因があり、一人一人の子供の置かれた状況に寄り添った支援が求められています。

本市立小・中学校における不登校児童生徒数は、年度によって微増減はあるものの、毎年1,200人を超えています。このことが大きな教育課題であることは、本市教職員が共通に認識しているところであると考えています。

国立教育政策研究所の研究では、中学校1年の不登校生徒の約半数は、小学校4年～6年時に「欠席が多かった児童」または「欠席は多くないが、遅刻・早退や保健室等への登校を経験していた児童」に該当するということについて論じています。また小学校で欠席や遅刻早退が目立たなかった児童が、中1になっていきなり「不登校」になる割合は20%～25%にとどまることも指摘しています。さらに、欠席理由について、「不登校」以外の「病気」「その他」等を理由とした欠席についても、次年度以降の欠席に影響してくることも言及しています。こうしたことから、児童生徒が長期間登校できなくなることを防ぐために、欠席理由の如何に関わらず欠席日数の多い児童生徒や遅刻早退の回数等の多い児童生徒に対して、何らかの兆候がみられた早い段階から学校が保護者と協働するとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら、その背景にある要因の改善を図り、登校を支えるための有効な手立てを講じていくことが求められています。

平成27年2月に本市立中学校1年生が長期休業後に突然登校しなくなり、事件に巻き込まれ、尊い命を失うという非常に痛ましい出来事がありました。このようなことが二度とあってはなりません。児童生徒が突然続けて登校しなくなった場合には、児童虐待を含め、事件や事故に巻き込まれる可能性など、児童生徒の身に危険が及ぶという事態を想定し、何よりも児童生徒本人や保護者と直接会い、本人の置かれている状況を理解することが重要です。そのためには、学校だけでなく教育委員会をはじめ、関係機関と迅速かつ適切に連携しながら、児童生徒の安全確保に努めなければなりません。

欠席が長期化しそうな児童生徒の登校を支えるため、長期化している児童生徒の学校への復帰のため、その先の進路や将来の社会的な自立のため、そして児童生徒の安全な生活を支えるためには、学校の対応だけではすべてを解決することは困難です。しかしながら、児童生徒の内面に寄り添った、学校としての主体的かつ積極的な働きかけは必要不可欠です。こうしたことについて改めて認識を高め、一人一人の子供を大切にしたい登校支援に向けて、本冊子を有効に活用していただきたいと思います。

一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして [Ⅷ]

～ 子どもたちの登校を支えるために ～

も く じ

I	児童生徒の登校を支える魅力ある学校づくり ……………	1
	1 一人一人の「居場所」となるための「集団づくり」を学校全体で	
	2 一人一人を大切にする「わかる授業づくり」を学校全体で	
II	あらためて不登校問題を考えよう ……………	2
	1 不登校とは	
	2 本市における不登校の状況	
	3 あらためて不登校について考える	
III	不登校以外の長期欠席について考えよう ……………	3
	1 不登校とそれ以外の長期欠席	
	2 長期欠席の可能性のあるすべての児童生徒を支える	
	3 出現率から長期欠席をみると	
	4 小中で一貫した温かな登校支援を	
IV	登校支援を必要とする児童生徒とは ……………	5
	1 学校での様々な状況を把握しましょう	
	2 学習状況を把握しましょう	
	3 家庭での状況を把握しましょう	
	4 欠席日数だけでなく遅刻・早退の日数等を把握しましょう	
	5 登校支援を必要とする児童生徒	
V	欠席が長期に及ぶことを未然に防ぐために ……………	9
	1 学校全体で児童生徒の登校を支えましょう	
	2 登校支援対象者への対応	
	3 登校支援対象者以外の欠席者への対応	
VI	緊急支援を要する場合 ……………	12
	1 緊急支援の目指すもの	
	2 躊躇せず関係機関と連携を	
	3 緊急支援チームでの対応を	
	4 緊急支援後の継続支援を	
	5 緊急事態になる前に	
VII	欠席が長期化したときに ……………	14
	1 子供たちの自立支援	
	2 欠席が長期化する理由 ～不登校経験者の声から～	
	3 学校復帰・社会復帰にむけて	

Ⅷ 計画的な教育相談のすすめ ……………	17
1 計画的な教育相談の実施を	
2 保護者との良好な関係づくり	
Ⅸ 家庭とともに児童生徒の登校を支えるために ……………	18
1 年度当初に保護者との個別面談の機会を	
2 臨時に行う家庭訪問や個人面談	
○児童生徒が長期間欠席する前に……………	19
○欠席状況による登校支援のすすめ方のまとめ……………	20

資料編

1 魅力ある学校づくりをすすめるために ……………	22
・魅力ある学校づくりのための項目例	
・小学校編 – 児童・保護者の思いを理解するために –	
・中学校編 – 生徒・保護者の思いを理解するために –	
・高等学校編 – 生徒・保護者の思いを理解するために –	
2 児童生徒の状況を把握しましょう ……………	27
・すべての児童生徒にとって観察が必要な項目例	
・児童生徒の登校を支えるために引き継ぎを要する情報例	
・登校を支えるための児童生徒の観察項目例	
3 登校支援対象者が続けて休み始めたときに ……………	29
4 緊急支援の判断を的確に ……………	30
・緊急度を判断する項目例	
5 欠席が長期化している児童生徒への支援 ……………	31
・欠席が長期化している児童生徒への配慮を要する項目例 1	
・欠席が長期化している児童生徒への配慮を要する項目例 2	
・中学校卒業後の進路選択に向けて児童生徒や保護者に提供する情報例	
6 教育相談で児童生徒や保護者の思いに寄り添う ……………	33
・教育相談を効果的に進めるための項目例	
・円滑に相談をすすめるための言葉かけの例	
○児童生徒の登校支援に関する相談機関等……………	35
○学校以外の「居場所」「学びの場」等 ……………	37
○参考文献・刊行物……………	37

すべての児童生徒が「絆」を感じ取ることができる 心の「居場所」としての魅力ある学校づくりを

国立教育政策研究所は、すべての児童生徒が「学校に来るのが楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」が、不登校の未然防止にとって重要であり、その中心が「集団づくり」や「授業づくり」であると指摘しています。

また、教師が主導して学級や学校をどの児童生徒にも落ち着ける場所にしていく「居場所づくり」と、児童生徒自らが日々の授業や行事等において「絆」を感じ取り、相互のつながりを主体的に深めていく「絆づくり」との、それぞれの重要性を教職員が十分認識した上で、「絆づくり」を見据えた「集団づくり」や「授業づくり」を進めることが、すべての児童生徒の「居場所づくり」にとって大切であるとしています。

国立教育政策研究所「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関する Q&A」及び「生徒指導リーフ」より一部引用

1 一人一人の「居場所」となるための「集団づくり」を学校全体で

児童生徒指導をすすめていく上で、その基盤となるのは児童生徒理解の深化を図ることです。能力・適性・興味・関心等、さら生育環境や将来の進路希望も異なる、児童生徒一人一人について多面的・総合的に理解していくことが重要です。学級担任の日頃からのふれあいに基づくきめ細かい観察や面接に加えて、学年の教員、教科担任、部活動等の顧問などによるものを含めて広い視野から児童生徒理解を行うことが大切です。児童生徒理解は一人一人の児童生徒を客観的に認識することが第一歩であり、日頃から一人一人の言葉に耳を傾け、敏感に感じ取ろうとする姿勢が「居場所づくり」につながります。学級や学校がすべての児童生徒にとって落ち着ける「居場所」となるための「絆づくり」を見据えた「集団づくり」に向けて、すべての教職員が児童生徒一人一人の内面に寄り添った温かみのある児童生徒指導を推進しましょう。

文部科学省「生徒指導提要」より一部引用

2 一人一人を大切にする「わかる授業づくり」を学校全体で

学習内容が難しすぎたり、学習進度についていけなかったりして学習面で十分に能力を発揮できない児童生徒の中には、毎日の授業が苦痛となり、様々な問題行動に向かうケースや学習への意欲や自信を失い、不登校に陥るケースもあります。

一人一人の児童生徒にとって「わかる授業」の成立や、以下の例に示すような一人一人の児童生徒を生かした意欲的な学習の成立に向けた創意工夫ある学習指導が求められています。

- 一人一人の児童生徒が主体的に学ぶことができるよう課題や学び方について自ら選択する場を工夫した指導
- 一人一人のよさや興味関心を生かした指導、児童生徒が互いの考えを交流し互いのよさに学びあう場を工夫した指導

児童生徒が「わかった」と実感することで、自尊感情を高め、次の学習への期待感を高められるような「わかる授業づくり」をすすめてみましょう。

文部科学省「生徒指導提要」より一部引用

Ⅱ

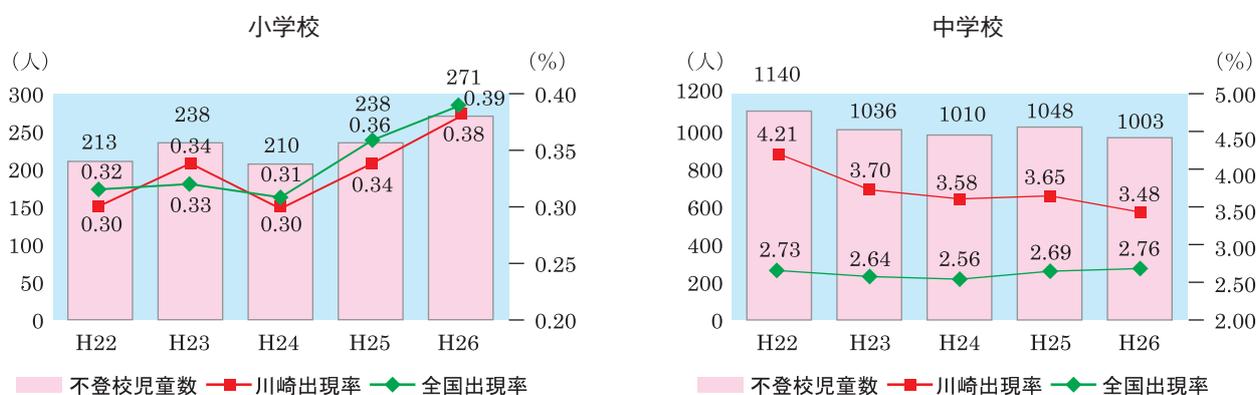
あらためて不登校問題を考えよう

1 不登校とは

不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由による者を除く）」と文部科学省の問題行動等調査において定義されており、年度間に連続または断続した欠席日数が30日以上の子童生徒数を計上しています。

2 本市における不登校の状況

平成26年度の本市における不登校児童生徒数は図1に示すように、小学校は271人（前年度238人）で、前年度と比較して増加がみられました。中学校は1,003人（前年度1,048人）で、前年度と比較して減少がみられましたが、不登校児童生徒出現率を全国平均と比較すると、大きく上回っています。本市において不登校問題が大きな教育課題であることは明らかです。



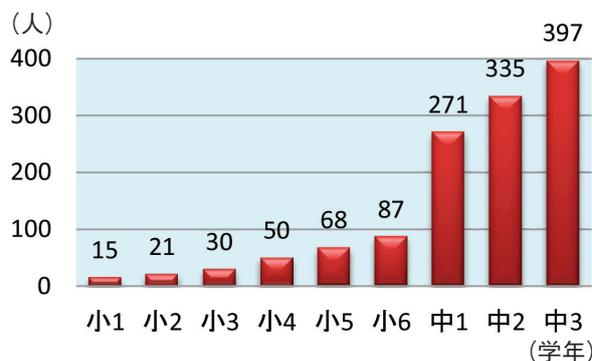
【図1】本市における不登校児童生徒数と出現率の推移（平成22年度から平成26年度まで）

3 あらためて不登校について考える

不登校というと、ほとんど登校していない状態を連想しがちですが、例えば月に平均して3日程度欠席すると、1年間で30日程度の累積日数となり、不登校児童生徒数として調査に計上されます。したがって、月に3日程度の欠席をした児童生徒は何らかの理由で登校に困難を抱えている、または、その可能性があるとの認識をもち、学校は一人一人の置かれている状況を十分に把握するよう努め、児童生徒の登校を支えるための積極的な働きかけを行う必要があります。

小学校と中学校の環境の違いが生み出す、いわゆる「中1ギャップ」と言われる現象の中に不登校数の急激な増加も含まれており、その傾向は図2からも明らかです。さらに中学1年から2年においても大きく増加していることを注視する必要があります。

一方、多くの問題が顕在化するのは中学校段階からだととしても、実は小学校段階から問題が始まっている場合が少なくないことを、国立教育政策研究所は指摘しています。



【図2】平成26年度本市における学年別不登校児童生徒数

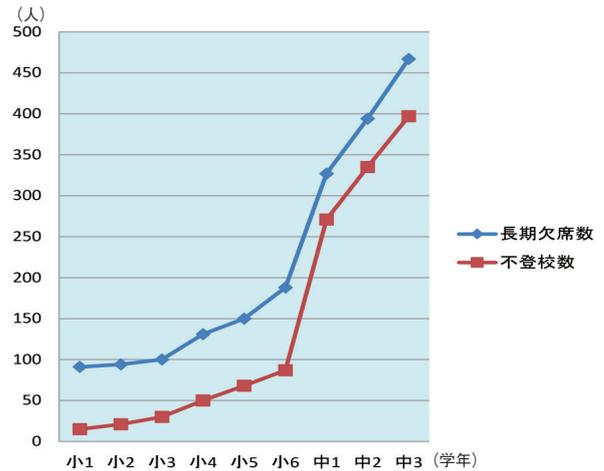
1 不登校とそれ以外の長期欠席

平成 26 年度の川崎市の不登校児童生徒数は 1,274 人ですが、不登校を含めた長期欠席者の総数は 1,942 人であり、668 人が不登校以外の「病気」や「その他」の理由で学校を長期間欠席しています。もちろん、長期欠席者の中には、病気等で長期療養を必要としている児童生徒も含まれています。図 3 は不登校児童生徒数と長期欠席者全体のグラフを重ねたものです。長期欠席者のグラフをみると、小学 1 年から 100 人近くの長期欠席者がいて 5 年では 150 人に達していることがわかります。また、不登校のグラフにみられる、いわゆる「中 1 ギャップ」よりも幾分傾斜が緩やかになっていることがわかります。

このことは、「不登校」以外の理由の長期間欠席者の欠席理由が次第に「不登校」に移行している顕れとして、捉えることができます。

不登校の事例には、小学校で「腹痛」や「体調不良」を理由に休み始めた児童生徒の欠席日数が断続的に増加し、やがて欠席理由が曖昧になり欠席が継続的になっていくものが多くみられます。

実際に児童生徒に身体的症状がでることもあり、保護者も児童生徒本人の内面を察しかねて、学校や関係機関への相談を躊躇し、支援の手だてが遅れてしまうことにつながります。



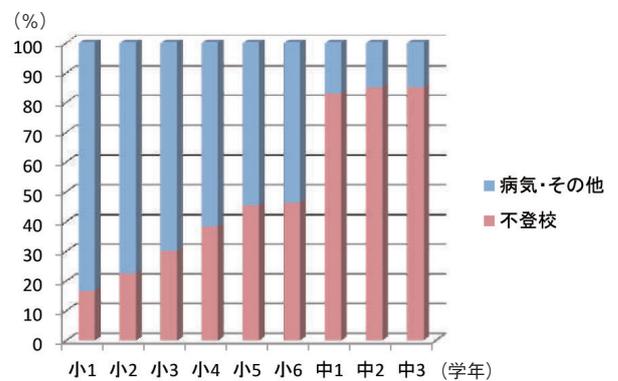
【図 3】平成 26 年度 本市における学年別長期欠席及び不登校児童生徒数の比較

2 長期欠席の可能性のあるすべての児童生徒を支える

国立教育政策研究所の研究では、長期欠席の「不登校」以外に分類される「病気」「その他」等を理由とする欠席や、保健室登校等の別室登校の状況が、次年度以降の児童生徒の長期欠席に影響してくることを指摘しています。さらに小学校での欠席の状況が中学校での欠席に影響を及ぼすことについても言及しています。本市においては図 4 のように長期欠席理由別の「不登校」の占める割合は学年ごとに大きく異なっています。また、学年が上がるにつれ、不登校として認識していなかった児童生徒を、不登校として認識するようになる傾向がみられます。

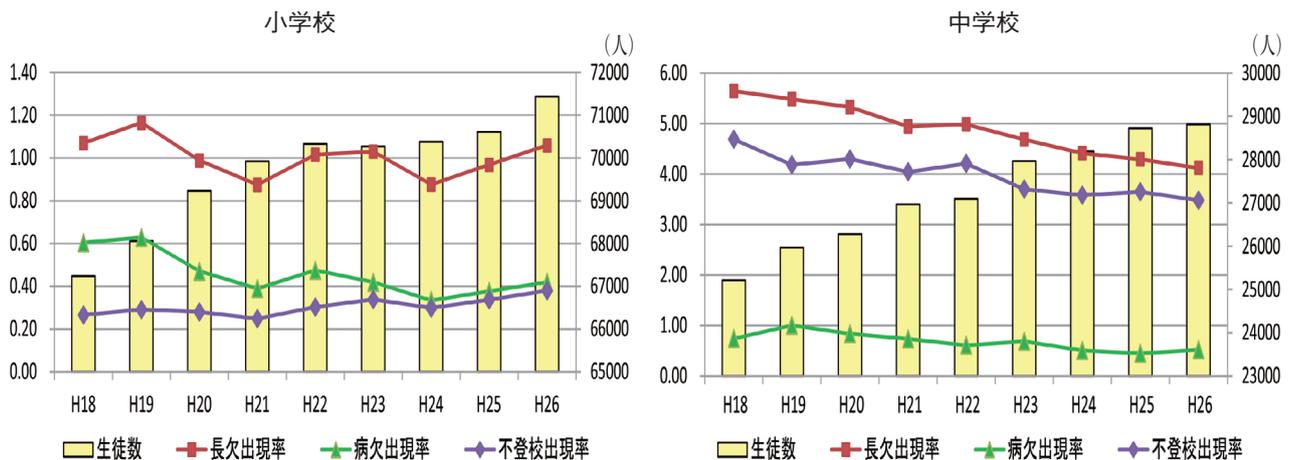
平成 26 年度の問題行動等調査では、不登校状態から学校に復帰した児童生徒は全国で 38,740 人で、新たに不登校になった人数は全国で 64,582 人でした。このことは長期間登校できなかった児童生徒が学校に復帰することの困難さを物語っています。

長期間の欠席が児童生徒の進路や将来の社会的な自立に影響を及ぼすことについて、教師が今一度十分に認識を深めたうえで、**長期欠席の可能性のあるすべての児童生徒の登校を支えていく**必要があります。



【図 4】平成 26 年度 本市における学年別長期欠席者の理由別の割合

3 出現率から長期欠席をみてみると



※ 出現率は100人当たりの出現数を示しています。

【図5】過去9年間の本市における長期欠席・病欠欠席・不登校の出現率の推移

図5は、近年の本市における長期欠席児童生徒の状況を出現率で表したものです。

小学校においては、過去9年間でみると、長期欠席児童の出現率は年度によってばらつきがあるものの100人中1人前後で推移しています。さらに詳しく見てみると、**不登校児童の出現率と病気による長期欠席児童の出現率の差が縮まっている**ことが伺えます。これは、学校が今まで長期欠席の理由を**病欠として捉えていたものを、不登校として認識し登校支援につなげている**顕れとして考えることができます。前ページまでにも示してきましたが、不登校問題を考えるとき、学校は、長期欠席の可能性のあるすべての児童生徒への対応という包括的な視点を持ち、欠席理由に関わらず、個々の状況にあった適切なケアを行っていく必要があります。これまでは、腹痛や頭痛を理由に断続的に欠席している児童を「病欠」として扱うのみで、欠席を重ねる児童に対して十分な対応が図られていないケースもあったのではないのでしょうか。体調不良を理由に欠席を重ねてしまっている児童に対しても、その背景を探り、家庭や関係機関とも連携を図りながら、体調不良を引き起こしてしまっている原因に目を向けた丁寧な対応が大切になります。そうした認識をもとにした取組が少しずつ進められていることが上のグラフから読み取れます。

また、中学校における不登校生徒の出現率は全国平均に比べ大きく上回っているということは紛れもない事実ですが、本市のみの過去9年間の**出現率の推移に目を向けると、「不登校生徒」、「長期欠席生徒」とともに減少傾向にある**ことがわかります。これは、中学校における不登校対策の成果の一つの顕れとして捉えることができます。

4 小中で一貫した温かな登校支援を

児童生徒が長期間登校できなくなくなる原因や背景は多様化・複雑化しており、一人一人の状況に応じた対応が求められています。

長期欠席の可能性のある児童生徒の支援をすすめるにあたっては、続けて欠席しそうな兆候のみられた段階から、学校が区・教育担当と協働してスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を含め、関係機関と連携しながら具体的な支援をすすめるとともに、**小学校と中学校とが連携して欠席理由の如何に拘わらない温かみのある一貫した登校支援の取組**こそが、不登校問題を一層の改善へと導く手立てとなるはずで

Ⅳ

登校支援を必要とする児童生徒とは

長期欠席となる可能性がある児童生徒に対して、早期から適切な支援をすることが有効であることがわかっています。ここでは、どのような児童生徒が長期欠席となる可能性があるのかについて考えてみましょう。

数値でみられる欠席日数等を目安にするのは容易ですが、まず日常的に学級担任をはじめとした複数の教師による学級活動や授業等における児童生徒との関わりの中での観察や教職員同士が情報共有を図ることによって、数値に表れない次の1から3に示す状況や「欠席しているときの居場所や過ごし方を学校や保護者が把握しているか」「学校が本人と会えているか」「学校と保護者との連絡は良好か」「児童生徒の交友関係に心配はないか」等の状況について十分に把握し、その上で欠席日数等に着目し、登校支援を必要とする児童生徒の見極めを行うことが重要です。

1 学校での様々な状況を把握しましょう

登校することに何らかの課題や困難を抱えている児童生徒には、**学校生活の様々な場面で、例に示すような兆しとなる状況がみられる**ことがあります。現段階で順調に登校しているようにみえていても、状況が深刻化することや何かがきっかけとなり登校状態が不安定になる可能性があります。また残念ながら、**児童生徒が教師との関係で思い悩む**場合があることも認識しておく必要があります。

学校生活全般に見られる状況の例

- 軽度と思われる体調不良による欠席や休日明けの欠席が多い。
- 特定の教科がある日に欠席したり、その時間だけ保健室に行きたがったりすることがある。
- 忘れ物や提出物が出せないことが頻繁にある。
- 授業時間に保健室等に行くことや、移動教室に遅れてくることが頻繁にある。
- 友達とのトラブルがあったときに対処することに困難な様子がある。
- 学校外での交友関係や学校内外での行動で心配される様子がある。
- 外国籍等の児童生徒で日本語の習得が十分ではない様子がみられる。

特別支援教育の視点から①

対象はすべての子供



学校には家庭環境や特性の異なる児童生徒がいます。教員は児童生徒の個性を認め、一人一人の児童生徒の存在を大切にできる気持ちがなくはありません。すべての児童生徒がみな共通に持っている「勉強がわかるようになりたい」「友達や先生と楽しく活動したい」という思いをしっかりと受け止め、一人一人の教育的ニーズに応じて必要とされる支援を、すべての教員があらゆる場面で行っていくことが必要になります。

2 学習状況を把握しましょう

長期間登校できなくなった理由に「学習の苦手さ」を挙げる児童生徒は多くいます。「授業がわからない」「宿題ができない」状態が続いていれば、学校だけでなく、家庭でも辛い思いをしている児童生徒がいると考えられます。学校生活の大半を占める授業を苦痛と感じていれば、登校意欲が低下することは当然だと言えるでしょう。

小学校では登校できていたのに、中学校で不登校になる事例では、「**学習のつまずき**」が大きな**要因**の一つとなります。このことは、**中学校で学習内容が難しくなるから**ということもありますが、**それを理解するための小学校での学習内容の定着が不十分**であるから、ということが国立教育政策研究所の調査研究で指摘されています。小学校において次のような状況がみられる児童に対しては、早期から丁寧な学習支援をすすめることや、進級や中学校進学に際しては、これまでの具体的な学習支援について引き継ぐことが重要です。学習のつまずきは、不登校を含めた長期欠席だけでなく**児童生徒の様々な問題行動につながる可能性**があることも十分認識しておく必要があります。

学習面でみられる状況の例

- 特定の教科に対して、極端に学習意欲の低下を感じることもある。
- 自分の言いたいことを友達や教師に、言葉や文章で上手く伝えられないことがある。
- 授業中に学習に集中できずに、他の事をしたり、所定の学習場所から離れたりすることが頻繁にある。
- グループ学習の際に、グループの中で孤立しがちになる様子がある。
- 家庭での学習課題（宿題）を忘れることが目立ったり、それを理由に登校を渋ったりしたことがある。

3 家庭での状況を把握しましょう

欠席が長期化する背景には、保護者や家庭での状況が影響している場合も考えられます。学校は日頃から保護者との良好な関係を築くよう努め、保護者と連絡をとる際には、**あらかじめ保護者の都合の良い時間や曜日を確認**しておくなど、十分な配慮のもと支援をすすめます。

また、相談内容によっては、**直接教員に相談しにくい場合があることも認識**しておく必要があります。状況に応じて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を含めて、関係機関と積極的に連携して、児童生徒の登校を支えましょう。

特別支援教育の視点から②

特別な教育的ニーズの理解

学校には特別な教育的ニーズのある児童生徒がいます。こうした児童生徒は、興味関心の範囲が狭く、こだわりの強い傾向があったり、その場の雰囲気を感じ取ることが難しく、好ましい人間関係を築くことが苦手だったりします。また、学習面では、得意・不得意の偏りがあったり、読み書きの苦手さがあったりします。様々な場面でうまくいかないことが多く、劣等感を感じたり、自分に自信が持てず、不安が強くなったりすることがあります。これが不登校の要因となることも考えられます。



4 欠席日数だけでなく遅刻・早退の日数等を把握しましょう

欠席が長期に及ぶ可能性を考える際に、過去の欠席等の状況を把握しておくことは重要です。欠席日数に目がいくのは当然ですが、欠席日数が少なくても、遅刻・早退や保健室・別室登校の頻度の高さは、本人の内面や対人関係等の顕れとして捉えることができます。

国立教育政策研究所は「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ & A」の中で、中学1年生の不登校生徒の小学校4～6年当時の欠席日数、保健室等への登校日数、遅刻早退の回数に着目し、次の換算式を示しています。

$$\text{欠席日数} + \text{保健室等登校の日数} + (\text{遅刻回数} + \text{早退回数}) \div 2 \star$$

換算による値が30日以上を不登校相当、15日以上30日未満を準不登校と分類しています。

このことを中学1年生の不登校だけでなく、すべての学年の児童生徒に当てはめてみることに、より、長期欠席となる可能性のある児童生徒を早期に認知し、支援をすすめることが可能になるものと考えます。しかしながら、この考え方は1年間が終わってからの情報を元にするため、具体的な支援や手立てが遅れてしまいます。そこで、上記換算式で導かれる数値を**支援ポイント**★と称し、次のように考えてみます。

年間の授業日数を200日程度とすると不登校相当の日数30日は、約15%となります。また、同様に考えると準不登校の下限15日は約7.5%となります。

つまり、支援ポイントの授業日数（厳密には出席すべき日数）に占める割合が15%以上となる児童生徒は、将来的に長期欠席となる可能性のある児童生徒と考えることができます。1ヶ月の授業日数を20日として、上記の換算式にあてはめると次のように考えることができます。

登校支援の対象となる例（国立教育政策研究所による不登校相当）

- ◆ 3ヶ月間で 欠席6日 遅刻4回、早退6回している児童生徒の支援ポイントは $6 + (4 + 6) \div 2 = 11$ 11は授業日数60日の18%に当たります。

登校支援の準対象となる例（国立教育政策研究所による準不登校）

- ◆ 2ヶ月間で 欠席4日、遅刻0回、早退0回している児童生徒は支援ポイントは $4 + (0 + 0) \div 2 = 4$ 4は授業日数40日の10%に当たります。

当然ながら、保健室や別室登校の日数を加算すると割合は上昇することになります。

各学校で毎月の児童生徒の欠席等の状況を、校務支援システムの健康観察記録とこの換算式を併用することによって、登校支援を必要とする児童生徒を把握していくことは、長期欠席となる可能性のある児童生徒を早期に認知し、早期からの支援につながるはずです。

特別支援教育の視点から③

登校を支えるために

日頃から児童生徒の小さな変化にも気づける関係づくりをし、支援の必要を感じたら迅速に支援を行いましょ。学習場面では、視覚的な補助資料の活用や学び合いの時間を取り入れるなど、児童生徒にとってわかりやすい授業を心がけます。行動面では、一日の見通しを持たせ、急な予定変更があるときは早めに伝え、不安にならないように配慮します。また、役割を与えて、やり遂げる体験を積ませることはとても大切です。児童生徒自身に自分の存在や持てる力を改めて確認させ、賞賛を受けることで自信を持たせるようにします。

5 登校支援を必要とする児童生徒

児童生徒が長期間欠席することを未然に防ぐために、またその可能性を早期に認知し支援をすすめるために、本章の1から4に示した内容を元に、**登校支援の目安**を次のように提案します。

登校支援の対象とする児童生徒の目安として

各学校の登校支援会議（仮称）において、**「学校生活での状況」「学習の状況」「家庭での状況」**について把握した上で下記の支援ポイント率を踏まえ、登校支援の対象とする児童生徒を選定してください。

$$\text{支援ポイント} = \text{欠席日数} + (\text{遅刻回数} + \text{早退回数}) \div 2$$

$$\text{支援ポイント率} = \text{支援ポイント} \div \text{出席すべき日数} \times 100$$

支援ポイント率が15%以上の児童生徒を 登校支援対象児童生徒
7.5%以上15%未満の児童生徒を 登校支援準対象児童生徒 とします。

- ※ 教室には入れないが保健室等には来室している、いわゆる「保健室登校」の児童生徒は、すでに登校支援対象になっているものとして支援ポイントの換算式には含めていません。
- ※ 登校支援の対象とする児童生徒の状況把握については、資料編 P27～28 も活用してください。

以下、**登校支援対象及び準対象の児童生徒を登校支援対象者または対象者**と称します。

対象とする児童生徒の把握については、登校支援会議（仮称）等で随時検討を重ね一人でも多くの児童生徒が長期間登校できない状態にならないよう努めましょう。



学校の支援体制づくり

特別支援教育の視点から④

様々な悩みや問題を抱えた児童生徒が増加している現状から、学校における支援体制の構築はますます重要となっています。管理職のリーダーシップのもと、学級担任だけが抱えこむことなく、児童支援コーディネーター、児童生徒指導担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年の教員、養護教諭、スクールカウンセラー、さらにスクールソーシャルワーカーや関係機関の専門家との連携し、「チーム」で取り組むことが求められます。

一人一人の児童生徒の特性を、「チーム」として理解し、それぞれの特性に応じた指導や支援をすすめましょう。



「IV 登校支援を必要とする児童生徒とは」では、どのような児童生徒を登校支援の対象者とするかについて示してきました。ここでは、児童生徒の欠席が長期に及ぶことを未然に防ぐ取組や児童生徒の欠席が続いたときの具体的な支援のすすめ方について考えてみましょう。

1 学校全体で児童生徒の登校を支えましょう

(1) 登校支援会議（仮称）を設置し、学校全体の取組を推進しましょう

※ 不登校対策会議等の名称で同等の既存組織があれば新たに設置する必要はありません。

不登校を含め、長期間登校できない児童生徒やその可能性のある児童生徒への支援のために、校内組織に下記モデル図で示すような登校支援会議を位置づけ、定期的を開催し、**学校全体で組織的な取組**をすすめる必要があります。

登校支援会議では、**学校全体の登校支援策**の協議、児童生徒の**欠席状況の把握**、**登校支援対象者の選定や支援状況の確認**、関係機関との**連携ネットワークの構築**等を行います。

なお、児童生徒の欠席等の状況については、校務支援システムの健康観察等を活用することで効率的に把握することができます。

【構成メンバーの例】

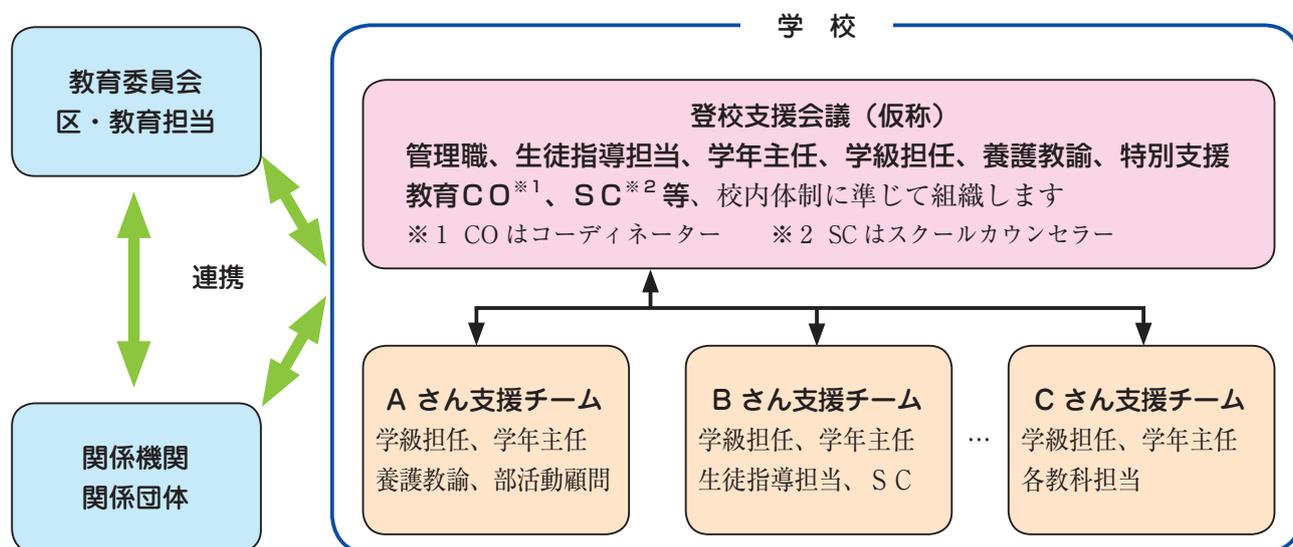
校長、教頭、児童支援コーディネーター、児童指導担当、生徒指導担当、学年主任、学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内組織に準じて組織します。

(2) チームによる具体的な支援をすすめましょう

児童生徒への登校支援は、担任が単独で行うのではなく、関係する**複数の教職員で構成した「登校支援チーム」**で対応するという基本姿勢を、管理職が教職員に示す必要があります。

登校支援チームは、対象となる児童生徒や保護者に直接関わる教職員を中心に編成し、児童生徒の状況を的確に把握し、具体的な支援策を講じ、柔軟な役割分担のもと計画的に支援をすすめます。一定期間経過後に、支援の効果を確認し支援方法や計画を随時補正して、より有効な支援を進められるようにします。

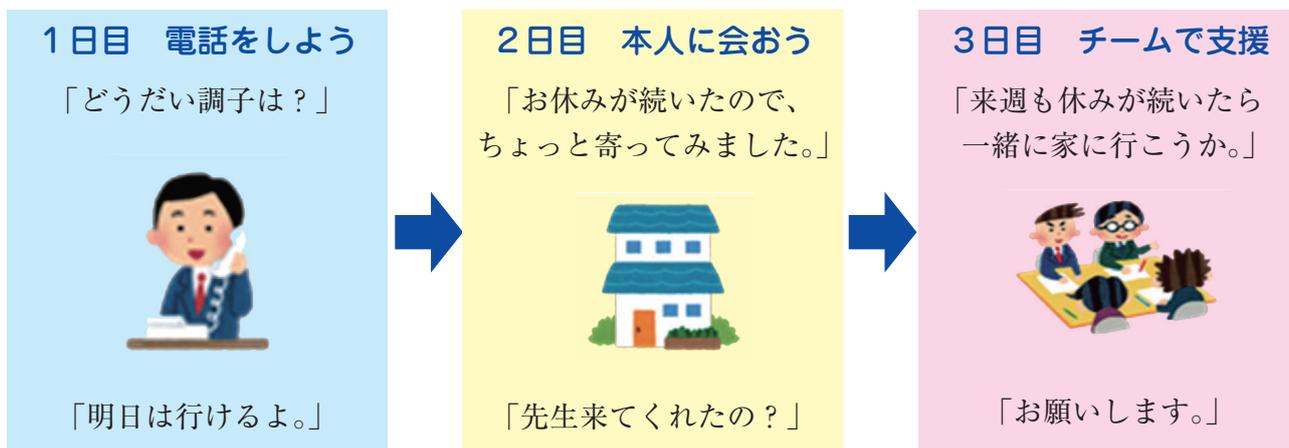
登校支援会議及び登校支援チームイメージ図（中学校の例）



2 登校支援対象者への対応

対象者の欠席が続いた場合には、迅速な支援が必要になります。保護者の意向を確認しながら、児童生徒の状況に応じて、以下に示す流れを基本として支援をすすめてみましょう。

また、電話連絡や家庭訪問をする際には、相手の都合を配慮する必要があります。保護者と電話連絡のつきやすい時間や家にいる曜日や時間について、あらかじめ確認しておくことが、学校と保護者との円滑な連絡や、よりよい関係につながります。



欠席1日目 電話連絡

例え風邪や何らかの体調不良が理由であっても、登校支援対象者には1日の欠席が翌日の登校への不安につながる場合があります。放課後に電話を入れるなどして、登校支援対象者本人の気持ちの理解に努め、不安を和らげるよう働きかけましょう。

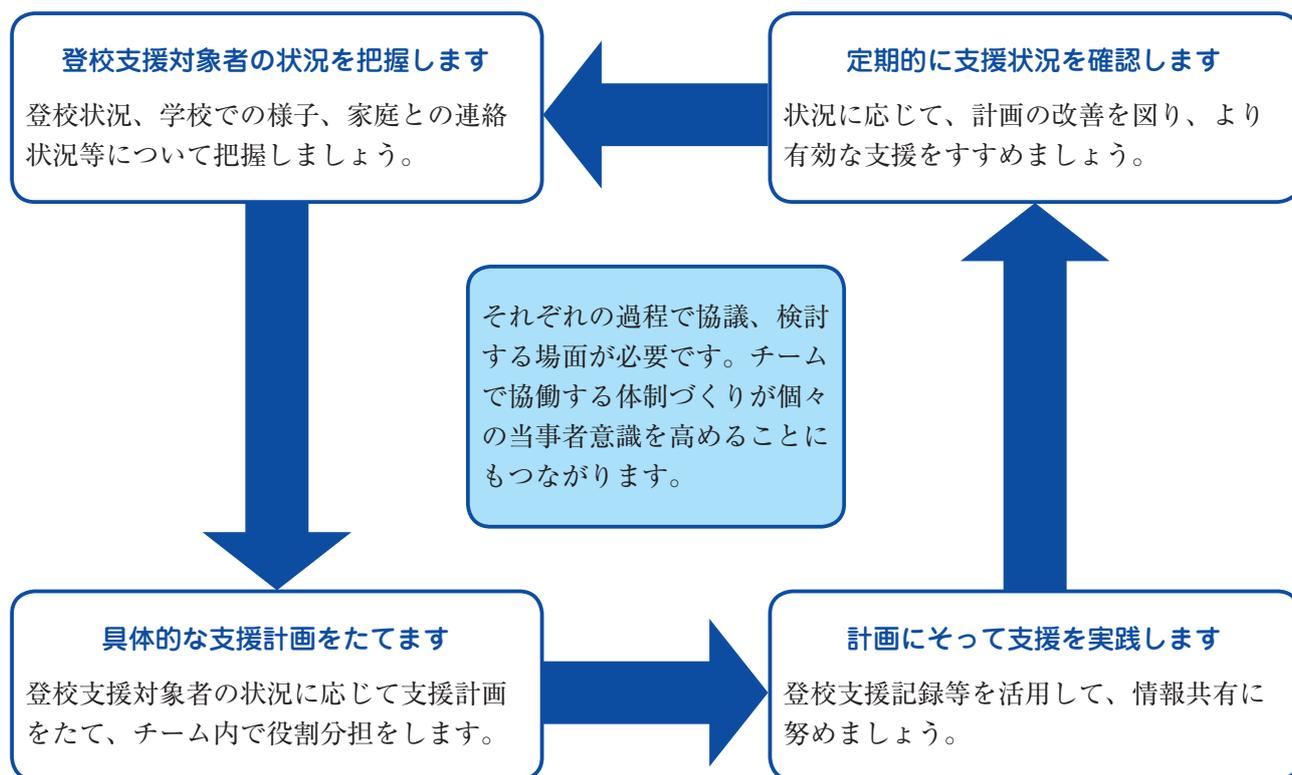
欠席2日目 家庭訪問

登校支援対象者にとっての2日間の欠席には十分な配慮が必要です。状況によっては電話連絡だけではなく、本人や保護者と会ってみる必要があるかもしれません。家まで先生が来るということは、本人や保護者にとって、またその後の関わりにとって大きな意味をもちます。家庭訪問しても、本人に会えないときのために「心配している」気持ちを伝える手紙を持参するなどの用意をしましょう。

欠席3日目 チーム支援

欠席が長期化する兆候として捉え、登校支援チームで集まり、登校支援記録等を活用して情報を共有し、支援方法や役割分担を確認します。さらに欠席が続く場合には、週1回程度チームで短期的な支援策を確認します。チーム全員がそろわない場合にも、情報共有がなされるよう工夫しましょう。欠席が続くようであれば管理職に報告します。

登校支援チーム 支援の進め方の例



3 登校支援対象者以外の欠席者への対応

(1) 保護者から連絡があり、理由がはっきりしている場合

- ①欠席が何日か続くようであれば、家庭訪問等で保護者や児童生徒本人に病状等を確認したり、その日の学級での出来事を伝えたりして、登校しやすいよう配慮しましょう。
- ②電話連絡等の中で、心配な様子を感じ取った場合には、登校支援対象者と同様な対応が必要になる場合も視野に入れて、学年主任等に報告しましょう。学級担任が知らない出来事や子供の変化を他の教師が気づいていることがあります。
- ③直近の学校生活の中で、いじめをはじめとした友達とのトラブルなどがあった場合には、欠席が長引く原因になります。状況によって、臨時に登校支援チームを組織して支援策を検討することが必要です。

(2) 保護者から連絡があっても、理由がはっきりしない場合

- ①欠席理由がはっきりしない場合には、登校支援対象と同様に考えることも必要です。
- ②いじめや暴力をはじめとした学校内外でのトラブル、教師との関係や児童生徒本人が事情を話さず保護者も不安になっていること等、様々な状況が想定されます。
- ③当該児童生徒の学校生活の状況等を判断し、早期に児童生徒本人や保護者と直接会って本人の置かれている状況を理解するよう努めましょう。
- ④事態の緊急度によっては、体制を整え、緊急支援をすすめる必要もあります。

どの欠席者に対しても、欠席した当日の学習内容や、翌日の学習の準備等について知らせる配慮は必要です。

登校支援対象者であることの如何を問わず、児童生徒がはっきりした理由もなく、突然続けて欠席した場合には、児童生徒の**身近に危険が迫っている可能性**を想定する必要があります。

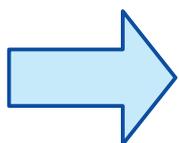
こうした場合には、欠席が**3日続いた時点で必ず管理職に報告**し、管理職はそのリーダーシップの下、早急に緊急支援体制を構築することが求められます。ただし、3日という日数はあくまでも目安であり、次に示す項目例の情報を迅速に収集し、緊急度を判断することが重要です。**緊急度によっては、3日以内**でも緊急支援を進めます。

緊急度を判断する項目例

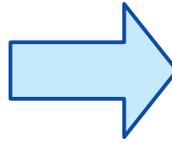
- ◆ 欠席が続くまでの当該児童生徒の**学校生活の様子**
- ◆ 学校が把握している当該児童生徒の**家庭での状況**
- ◆ 欠席前及び欠席以降の**保護者との連絡状況**
- ◆ 学校が把握している当該児童生徒の**学校内外の交友関係や行動**
- ◆ 当該児童生徒の**欠席時の所在の確認**
- ◆ 当該児童生徒に関してこれまでに**連携した学校外の機関** 等

※関連 資料編 30 ページ

理由不明の
突然の欠席



緊急度の判断



支援体制
の構築

1 緊急支援の目指すもの

(1) 何よりも本人に会う

- ①本人に直接会い、内面に寄り添い、本人が置かれている**状況の理解**に努めます。
- ②「力になりたい」という気持ちを伝え、**継続的に直接相談**できるようにします。
- ③無理に登校させようとするのではなく、児童生徒の抱えている課題やその背景を把握し、**課題を解消するための手立てを一緒に考えていく姿勢**が大切です。

(2) 少なくとも保護者に会う

- ①本人の所在がはっきりしない、例えば無断外泊を続けているような場合には少なくとも保護者と直接会い、少年相談・保護センターへの相談や警察署への届出について助言しましょう。場合によっては、保護者に付き添って警察署等に行くことも必要です。
- ②保護者の中には、無断外泊等の情報を学校に知られたくないという心理が働く場合があります。保護者の気持ちに寄り添いながら、**児童生徒の置かれている状況の把握**に努めましょう。

2 躊躇せず関係機関と連携を

本人に会えない、保護者に会えない、会えたとしても児童虐待を含め児童生徒に危険が及ぶ可能性があるような場合には、教育委員会 区・教育担当をはじめ児童相談所、少年相談・保護センター等の関係機関と迅速に連携し、**児童生徒の安全な生活の確保**に努めましょう。

本人や保護者への働きかけを円滑に進めるためには、**平時からの児童生徒本人への温かみのある関わりや保護者と良好な関係づくり**が大切です。

3 緊急支援チームでの対応を

管理職自らがチームを統括し、すべての教職員が当該児童生徒の安全確保に向けて有機的に支援に協力できるよう指示します。次の例に示す役割を、どの教師が果たしていくことが適切かを判断し、早急に決定します。それぞれの担当が状況に応じて判断できるよう、**役割にはサッカーチームのような柔軟性**を持たせることが必要です。

本人や保護者を支援していく役割を学級担任だけでなく、複数の教師が協働して担い、適切な関係機関と連携し、児童生徒の安全を確保しましょう。

緊急支援チーム役割例

- 情報を一元化**し、支援方針を立案する
- 当該児童生徒や保護者を支援**していく
- 当該児童生徒の情報**を整理する
- 学校外の**関係機関と連携**をすすめる
- 学校内で当該児童生徒に関する**情報を収集**する
- 近隣学校や地域等**から当該児童生徒に関する**情報を収集**する 等

4 緊急支援後の継続支援を

児童生徒の安全確認がなされた後に、継続的な支援や見守りを行います。児童生徒が危険にさらされた要因や背景について、保護者や関係機関と情報共有を行い、児童生徒が**再び同様の事態に陥らないよう支援**を継続します。

5 緊急事態になる前に

「本人の言動」や「学校内外の交友関係」等の中から、児童生徒の身近に危険が及ぶ可能性を想起させるような変化を感じられることがあるのではないのでしょうか。それを察知する責務は、学校だけに課せられるものではありませんが、**すべての教職員が一人一人の児童生徒を大切に**する意識を高くもち、粘り強く児童生徒の内面に寄り添っていく必要があります。変化に気づいた時点から、複数の教師がそれまでよりも当該児童生徒や保護者への関わりを深めながら、学校から教育委員会 区・教育担当に具体的な支援策について相談をすすめ、本人や保護者に対して、児童相談所や少年相談・保護センター等の関係機関を紹介するなどの支援策を講じていくことは、事態の悪化が食い止められる可能性を高めることにつながります。

様々な登校支援を早期から継続的に行っても、児童生徒の欠席が長期化してしまうことがあります。そうした児童生徒や保護者に対して学校はどのような視点を持ち、支援をしていけばよいのかを考えてみましょう。

1 子供たちの自立支援

自立支援とは、児童生徒自らが自分の進路や目標に向かって学校復帰・社会復帰を目指し歩み出せるよう支援することです。欠席が長期化してしまった児童生徒が、仮に現在の学校に在籍している間に登校を再開できなかつたとしても、**将来の目標を自己決定・自己実現**できるように、学校が継続的に支援をしていくことが大切です。

2 欠席が長期化する理由 ～不登校経験者の声から～

平成26年度文部科学省による不登校に関する実態調査の結果から、不登校経験者の「不登校が継続した理由」（複数回答）に対する上位の回答は次の通りです。

- 「無気力でなんとなく学校へ行かなかったため」44.4%
- 「学校へ行こうという気持ちはあるが、ぼんやりとした不安があったため」43.7%

欠席が長期化した場合、このように状況に陥ることから、教師は積極的に児童生徒に働きかけ、登校の目的意識をもたせる工夫をしたり、不安の軽減に努めたりする必要があります。また、「嫌がらせやいじめをする生徒の存在や、友人との人間関係のため」「勉強についていけなかったため」という理由も上位を占めています。具体的な理由がある場合には、その解消に向けた支援や対応を行う必要があります。学校へ行けない気持ちに寄り添いながら、**児童生徒と一緒に解決する方法を考えて実践**していくことが大切です。不安を解消する、もしくは不安を乗り越えるための支援を継続しましょう。

3 学校復帰・社会復帰にむけて

(1) 継続的な支援

① 関わり続ける大切さ

長期間登校できなくなった場合、学校の友達との関係が疎遠になることや、学校の様子がわからないことに不安を感じる児童生徒も多くいます。定期的に家庭訪問等を行い**児童生徒本人や保護者と関わり続ける**ことが重要です。

関わり方は様々ですが、児童生徒や保護者が負担を感じない頻度や面接等の場所、連絡の方法などを本人、保護者、教師の三者で相談して決めましょう。

② 寄り添い続ける大切さ

家庭訪問等の目的は児童生徒本人や保護者との関係づくりに重きを置きます。本人の興味・関心のある話題を中心にするなど、安心した時間を過ごせるように配慮します。

また、保護者の支えになることも重要です。時には、保護者から学校や教師に対する批判的な言葉が聞かれるかもしれません。そうした時にも、保護者の焦り、悩み苦しみに十分に**耳を傾けその気持ちに寄り添う姿勢**が大切です。

③ 学習支援の大切さ

欠席が長期化すると学習支援が置き去りになりがちです。児童生徒本人の状況を見ながら、どのように学習支援するかについて、本人や保護者と相談しておくことも大切です。学校での学習配付物を届けるだけでなく、児童生徒の習熟度に合わせた学習課題等を提示し、**続けて学ぶ意欲を高められるような温かな働きかけ**をしましょう。

(2) 安心して復帰できる環境を

学級や学年では、児童生徒が安心して登校できるような環境づくりをすすめましょう。下駄箱、机、ロッカーなどの整理、授業等の配付物の保管等を確実にいきましょう。

学級担任が欠席している子供を大切に作る姿勢は、子供たちの思いやりの心を育てます。なお、学級で本人の状況を伝える際は、本人及び保護者の意向を確認しましょう。**登校を再開できた時に、学級の子供たちが温かい雰囲気を迎える環境**をつくりましょう。

(3) 登校再開の兆しが見えたら

表情が明るくなったり、外出が増えたりするなど状態の変化が見られたり、「休んでいることに飽きてきた」「学校に行ってみたい」などの言葉が出た時が学校復帰のチャンスです。保護者もとても喜び、少しでも早く登校してほしいと願います。しかしながら、無理に頑張り過ぎて挫折してしまい、再び休み始めてしまう例が少ないことを認識しておく必要があります。初日から1日中教室で過ごすことは大きな負担となる可能性があります。本人や保護者と相談して、**段階的に学校生活に適応していくための配慮事項**を決めておくことも大切です。

登校を再開しようとする子供は不安がとても強いので、一部の教師だけの支援ではなく、全教職員で見守る必要があります。児童生徒の心情を理解した温かい声かけが安心感を与えます。さりげなく、温かく、そしてきめ細やかな配慮のもと受け入れましょう。

学校生活への適応するための配慮事項例

- 登校時間・・・朝から 午後から 放課後
- 登校頻度・・・毎日 1日おき 曜日を決めて
- 登校場所・・・教室 保健室経由で教室 教室以外の学習室等
- 学校で過ごす時間・・・授業2時間 午前中 昼食まで
- 学校で不安になった場合・・・保健室で過ごす



(4) 学校以外にも「居場所」「学びの場」が

「学校に行かなければ」と思っている、学校に行こうとすると身体が動かなくなってしまう児童生徒も少なくありません。このような児童生徒には、好きなことに熱中して楽しく過ごす体験や、新しいことに挑戦して、「自分にもできる」と感じる体験をすることにより、自己肯定感を高めていくことが大切です。

学校以外の学びの場で、様々な人とのふれあいを通して学ぶことも多くあります。新たなことにチャレンジすることで自信をつけ、次の一步を支えることにもつながります。そして学校復帰や社会復帰を目指す意欲が高まるきっかけになることもあります。

※ 学校以外の「居場所」「学びの場」の例については37ページに掲載しています。

(5) 将来の自立への道標を

欠席が長期化してしまった児童生徒の中でも、特に中学生は「卒業後の進路選択」について直面し大きな不安を抱くことを忘れてはなりません。「学校に行けない」という理由で、将来を悲観し、卒業後の進路について考えることを放棄し、さらに無気力な状態に陥ってしまう例も少なくありません。中には保護者も同様な考えを、本人と共有してしまう心配もあります。無論、当該生徒の進路選択等を否定するような教師からの心無い言葉かけにより事態が悪化してしまうことは、決してあってはなりません。

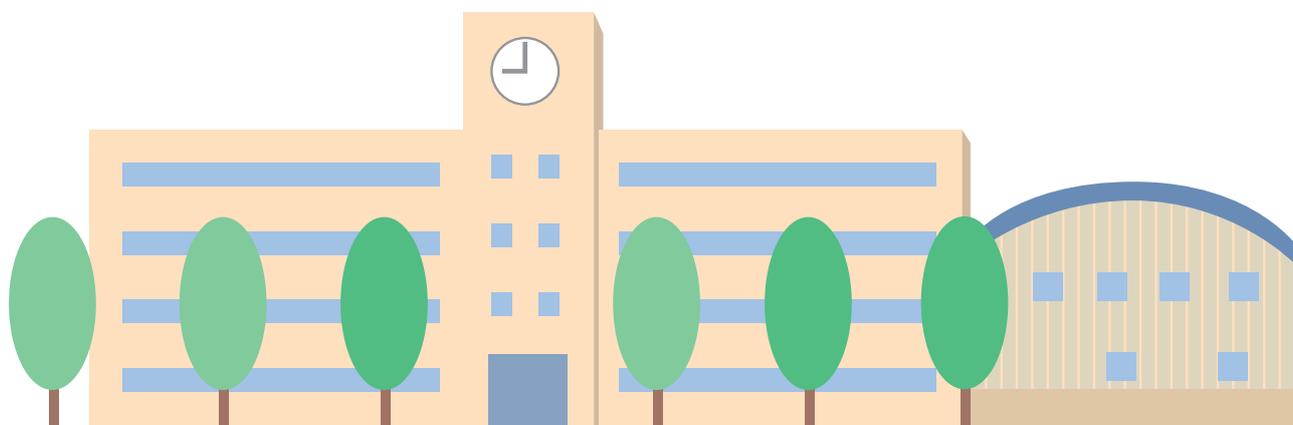
こうした状態に至らないよう、欠席の長期化が認められた早期から、登校再開への働きかけと平行して、具体的な学習支援をすすめるとともに、**本人や保護者に対して進路選択に向けたガイダンス**を計画的、積極的にすすめていくことが大切です。

また、各教科担当者と連携して、当該児童生徒の学習状況を共有し、学習評価につなげられるような取組も必要です。

不登校児童生徒の学習状況の把握と学習支援の評価の工夫

不登校児童生徒が適応指導教室や民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

平成 15 年 文部科学省通知「不登校への対応の在り方について」より一部抜粋



文部科学省は生徒指導提要の中で、教育相談について「一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし教育相談的な配慮をすることが大切である。」と示しています。

ここではあらためて、**すべての児童生徒を対象とした教育相談**について考えていきましょう。

1 計画的な教育相談の実施を

(1) すべての児童生徒と

すべての児童生徒と一定時間を共有することは、それだけでも意義のあることです。**事前にアンケート**等を取ることが、児童生徒が自ら不安に感じていることを整理することにつながります。日常生活の中で、すすんで教師に話しかけることの苦手な児童生徒との教育相談は、児童生徒だけでなく、**教師にとっても貴重な時間**になるはずです。

(2) 良好な関係づくりのきっかけに

どの児童生徒にも相談を要する悩みや抱えている課題があるとは限りませんが、教育相談はその後の教師と児童生徒との良好な関係づくりのきっかけになることは事実です。また、悩みや課題を抱えている児童生徒との相談においても、一度の相談機会ですべての課題が解消するものではありません。**児童生徒との「時間」を大切に「良好な関係」をつくる**ことを目指しましょう。

(3) 計画的にすすめましょう

学校では、児童生徒活動の時間保障、諸会議や研修、その他の校務処理などとの兼ね合いから教職員全体で教育相談の意義を認識し、年間計画に位置づけるなどして実施する必要があります。**小学校における教育相談は三者面談であったり、保護者との面談であったりすることが通例ですが、高学年の児童に個別の教育相談を行う試み**は児童理解のためには価値ある取組です。

また教育相談は、児童生徒が何かにつまずきやすい時期に実施すると効果的です。各学校の児童生徒の実態を考慮するとともに以下に示す時期を参考にしたり、**かわさき共生*共育プログラム**や**効果測定**の実施計画との兼ね合いを考慮したりしながら、教育相談を計画することが大切です。

教育相談の実施時期の例

- 新しい学級での緊張感からの疲れが出始めるゴールデンウィーク明け
- 学校生活のリズムから遠ざかった長期休業明け
- 運動会・体育祭、宿泊行事、校外行事等の大きな行事の前後
- 中学校や高等学校の定期テストや成績提示の前後 等



2 保護者との良好な関係づくり

保護者との良好な関係を築くことは言うまでもなく重要です。日頃から**連絡帳や電話連絡を通して児童生徒の良い面や行動について伝える**などしておきましょう。そのような連絡の中で、保護者の思いや願いを把握した上で、児童生徒の成長を共に喜びあえるような関係づくりを目指しましょう。

家庭ごとに家庭内の人間関係、経済状況、保護者の教育に関する考え方、家庭を取り巻く地域の特性など、様々な特色があり、児童生徒が人格を形成する家庭での、ものの感じ方、考え方、行動の仕方など、家庭環境は児童生徒に大きな教育的影響を与えます。学校は家庭との良好な協力関係を築くため、**児童生徒一人一人の家庭環境に対しての理解が必要**です。

児童生徒の登校に家庭の状況が影響することもあります。保護者と協働して児童生徒の登校を支えていくことが重要です。

1 年度当初に保護者との個別面談の機会を

年度当初6月頃までに、学級担任が保護者と直接会って、児童生徒の家庭での状況、保護者の児童生徒への思いや学校教育への考え方などを共有しておくことは大切なことです。この機会を学級担任と保護者との相互の信頼関係を築くためのきっかけと考えましょう。

(1) 各家庭への訪問によって

学級担任が、家庭の雰囲気を感じとったり、児童生徒と保護者の関係性を理解するために家庭訪問は有効な方法です。保護者にとっては、学校よりも落ち着いた雰囲気の中で話をできることや学級担任の人柄を知り得る機会となります。

訪問の際には、家庭のプライバシー保護の他、次のような点に配慮する必要があります。

- 日程調整については、保護者の都合を最大限に優先しましょう。
- 訪問時刻の約束を守りましょう。約束の時間に遅れる場合には必ず連絡を入れましょう。
- 事前に知らせた面談の時間（〇分間程度）を守りましょう。
- 保護者は仕事を休むなどして日程調整をしている場合もありますので、謝意をもって臨みましょう。

(2) 学校での面談によって

学校や地域によっては、保護者の要望等の理由で家庭訪問ではなく、学校での個人面談を実施することもあります。家庭訪問で費やす移動時間の分を充てることで、面談時間を長く確保することができたり、教室環境や児童生徒の作品などを保護者に見てもらえる点では家庭訪問にない良さがあります。

学校での面談の際にも、家庭訪問と同様の点や次のような点にも配慮しましょう。

- 保護者によっては、学校は敷居の高い場所と感じている場合があります。話しやすい雰囲気や環境を整えて迎えましょう。

2 臨時に行う家庭訪問や個人面談

登校を支えるために、臨時に家庭訪問や学校での個人面談を行うことがあります。時には、登校支援の他に問題行動への指導を併せて行う場合もあります。そのような場合に、学校は児童生徒や保護者を批判するのではなく、今後の状況の改善に向けて、何をすればよいかを**学校が保護者と共に考えていこうとする姿勢を示す**ことが重要です。また、こうした際に円滑に保護者の協力を得るために、日頃から児童生徒の良さを理解し、機会を捉えて保護者に伝えていくことが必要です。

児童生徒が長期間欠席する前に

児童生徒の状況に応じた登校支援を

関連 5、6 ページ

児童生徒の次のような状況に応じて、総合的に登校支援について判断しましょう。

- 欠席した時の過ごし方や居場所を学校や保護者が把握していますか
- 本人と学校の教職員が直接会えていますか
- 保護者と学校との連絡状況が良好ですか
- 児童生徒の交友関係に心配な状況はありませんか 等

欠席、遅刻・早退、 保健室登校等の状況を目安に

- 支援ポイント率が15%以上を登校支援対象の目安にします。
- 長期欠席初期には、腹痛や気分不良等の身体症状を訴える例が多くあります。遅刻・早退の回数、保健室等への登校や来室の頻度は、その目安になります。関係教職員と養護教諭等の日常からの連携が重要です。

関連 7、8 ページ

学習状況を目安に

- 児童生徒が長期間欠席する要因の一つに、「学習のつまずき」が挙げられます。「わかる授業」を展開しましょう。
- 「授業中はおとなしいけど、学習内容の理解が不十分」「授業中に私語等が多く集中力に乏しい」等の児童生徒には、きめ細やかな学習支援が必要です。
- 学習支援をすすめる中で、登校状況や学校生活の様子を十分に見守りましょう。

関連 6 ページ

登校支援対象者を選定し、チームで具体的な支援をすすめましょう。 関連 9～11 ページ

登校支援対象者は状況が好転後も継続して見守ります。進級や進学に際しても、十分な引継ぎが必要です。

緊急支援を要する判断と対応は迅速に

関連 12、13 ページ

児童生徒がはっきりとした理由もなく突然欠席したした場合

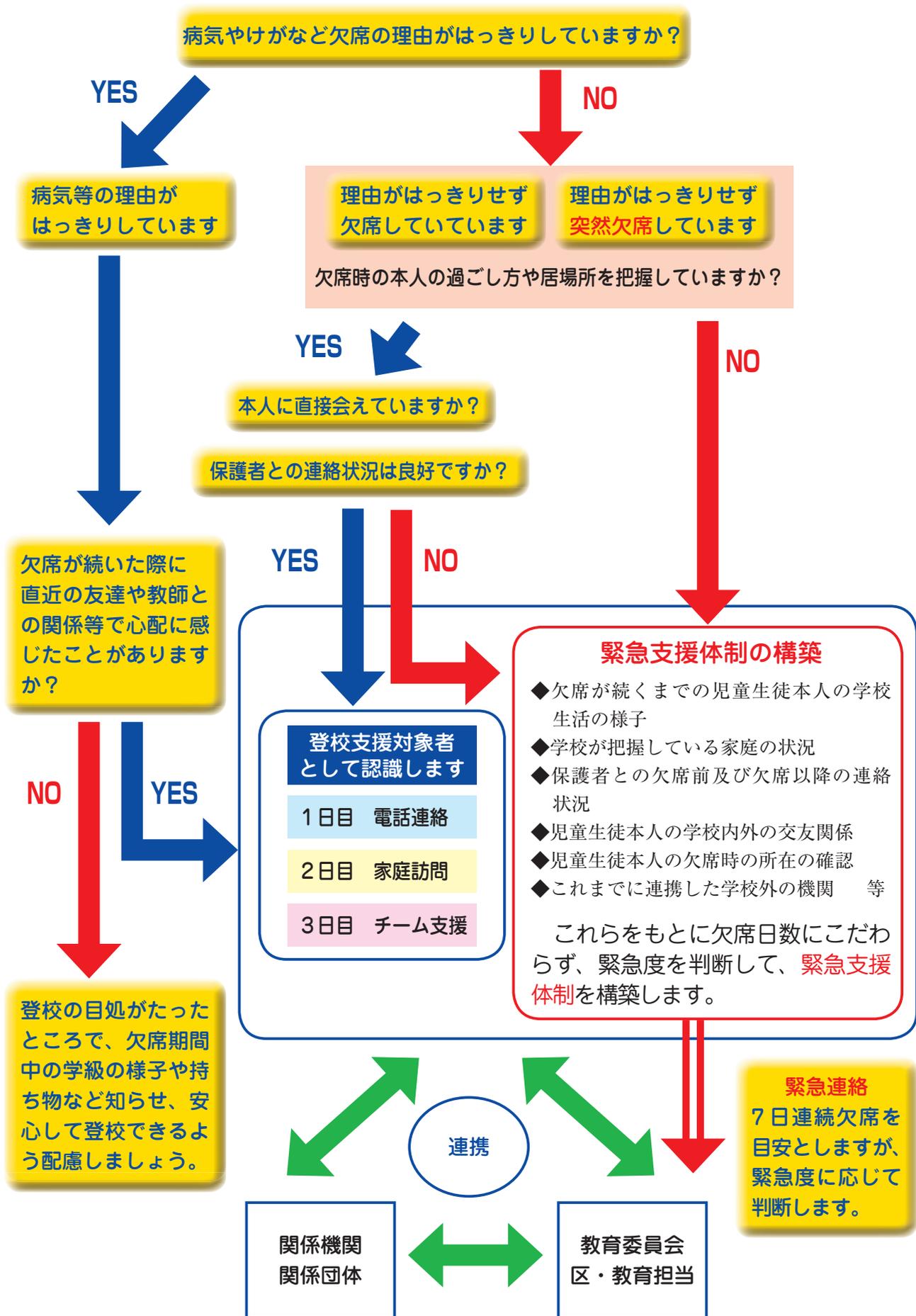
- 学級担任、学年主任等から管理職に報告します。3日間連続欠席を目安にしますが、上記「児童生徒の学校外での生活状況の観点」等で緊急度を判断しましょう。緊急事態では躊躇は禁物です。

管理職のリーダーシップの下、緊急支援体制を構築します

- 関係教職員が役割を認識し、各自が状況を的確に判断し、柔軟に連携を図れるような支援体制を構築し、本人や保護者と直接会い、本人の置かれている心理的な状況の理解に努めます。
- 学校は保護者と協働し、「児童生徒の欠席状況等に関する緊急連絡票」を活用するなどして教育委員会、関係機関と連携を図り、本人の内面に寄り添った支援をすすめます。

緊急時に学校が保護者と協働し、本人に働きかけをしようとする際、平時からの児童生徒理解に基づいた一人一人の子供を大切にされた教職員の姿勢や取組が大きく影響することは言うまでもありません。

欠席状況による登校支援のすすめ方のまとめ



資料編

魅力ある学校づくりのための項目例

すべての児童生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じられる魅力ある学校づくりをすすめるために、教職員一人一人がその中心となる「集団づくり」や「授業づくり」に関して、次のような点について確認し、意識を高めていくことが大切です。

【「集団づくり」をすすめるため】

- 学級や学校がすべての児童生徒にとって安心して過ごせる場所となるよう支援体制や相談体制を整えている。
- 日頃から、児童生徒の思いや願いを把握するよう心がけている。
- 学校行事や学級活動等の中で、一人一人の児童生徒が活躍できる場を設けている。
- 児童生徒一人一人が自信をもてるように、励ましや肯定的な声かけを心がけている。
- 児童生徒が共通の目標をもって学校生活を送れるような学級づくりをすすめている。
- 学級活動等において、話し合いのルールを確立するなどして児童生徒一人一人の発言を大切にしている。
- 学級は児童生徒一人一人がお互いの存在を認め合える場となっている。
- 授業や学級活動、学校行事などにおいて、児童生徒一人一人が役割をもち、意欲的に活動できる場面を設定している。
- 「かわさき共生＊共育プログラム」及び「同 効果測定」を計画的に実施し、結果の検証を児童生徒への指導や支援に活用している。
- 学校便り、学級通信、保護者会や家庭訪問等で児童生徒の活躍を紹介している。

【「授業づくり」をすすめるために】

- すべての児童生徒が「わかった」と実感できるような授業づくりをすすめている。
- 児童生徒一人一人の学習状況を把握し、個に応じた適切な指導をすすめている。
- 児童生徒が相互に考えを交流させ、学び合う場を工夫した指導をすすめている。
- 学習内容や進度を明らかにして、すべての児童生徒が見通しをもち、主体的かつ継続的に学ぶ意欲をもてるような指導を心がけている。
- 全国学力・学習状況調査や市学習状況調査の分析結果を授業改善に活用している。
- 学習状況に、「学習への苦手意識」や「学習意欲の低下」等の課題がみられる児童生徒に対して、より丁寧な学習支援をすすめている。

「集団づくり」「授業づくり」を中心とした「魅力ある学校づくり」をすすめる上で、教職員が児童生徒一人一人について多面的・総合的に理解していくことが重要です。次ページからは、そうした視点で、小学校、中学校、高等学校それぞれの段階における児童生徒理解の深化を図る上で確認しておきたい項目について記します。

小学校編 —児童・保護者の思いを理解するために—

1年生から6年生まででは発達段階が大きく異なり、それぞれに応じた指導や支援が求められます。すべての教職員が温かな眼差しをもって児童を見守り、児童一人一人に寄り添うために次のような点について確認しましょう。

【学年共通】

- 児童の発達段階や特性を理解し、個に応じた適切な支援をしている。
- 児童の思いを理解し、内面に寄り添った丁寧な支援をしている。
- 信頼できる大人として、児童との好ましい関係をつくらせている。
- 保護者の思いを理解し、好ましい関係をつくるための配慮をしている。
- 担任が一人で抱えることなく、日常的に他の教師と児童一人一人に関する情報の共有を行い、指導や支援につなげている。
- 相談できる人や場所を明確にし、児童や保護者に周知している。

【低学年用】

初めての学校生活に適応を図ることが重要です。そのために、児童の不安に寄り添い、分かりやすく説明するなどの支援が必要です。

- 年度当初に学校内を児童と一緒にまわって、保健室やトイレの場所、職員室や体育館、音楽室などの場所をわかりやすく説明している。
- 活動内容を事前に伝え、やり方を丁寧に説明し、活動しやすくする配慮をしている。
- 困ったときに相談できる人や場所をわかりやすく伝えている。
- 「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」等、関係づくりに必要な言葉の使い方を指導している。
- 集団活動では教員がモデルを示すなど、具体的な活動のめあてや仕方を示している。
- 児童が感じていることを、教師が代弁したり、絵カード等の代替手段で表現できるよう配慮している。
- 気持ちや思いを表現することが苦手な児童について、養護教諭等と連携し、児童の変化の早期発見に努めている。
- 学級通信や学校便り等で、学校での取組を家庭に伝えている。



【中学年用】

仲間を意識する時期です。人間関係づくりが苦手な児童は自信を無くし、孤立してしまうことがないように、適切な支援や指導をすすめてみましょう。

- 集団のルールについて丁寧に説明している。
- 仲間の誘い方や入り方について、教師がモデルを示しつつ適切な言葉かけを身に付けさせる指導を行っている。
- 友達同士でトラブルが起きた時の対処法について、日頃から丁寧に指導している。
例：必ず近くの大人（先生）を呼ぶ。職員室に知らせる。等
- 休み時間や放課後など、授業時間以外の児童の様子を観察し、気になる変化を早期に把握するよう努めている。
- 自己表現が苦手な児童が、思いを伝える手立てを講じている。
- 話し合い活動やグループ学習など、児童同士の学び合いが生まれるよう配慮している。
- 学級の中で特定の児童の言い分だけが通ることのないよう努めている。

【高学年用】

自分を意識する時期です。集団の中での役割を自覚し、協働することの大切さを実感させることが必要になります。また、中学校進学に対する不安に 대응することも重要です。

- 一人一人の意見が表明され、それを互いに尊重する学級運営が行われている。
- 仲間と協力して活動を進めるために、依頼の仕方や断り方等の適切な言葉かけについて指導をしている。
- 係活動や委員会活動など一人一人に役割が与えられ、各自が集団にとって必要とされていることが実感できるような取組が行われている。
- 仲間と協働し、主体的に学びを進める授業づくりを行っている。
- 進学に伴う不安を相談できる担任以外の人や場所を設定し、周知している。
- 中学校生活が具体的にイメージできるような体験の機会の設定や資料の用意をしている。



中学校編 ー生徒・保護者の思いを理解するためにー

中学校では、学級担任制から教科担任制になること、部活動への加入、生活や行動範囲の広がり、さらにスマートフォン等通信ツールの普及を含めた交友関係の広がり等により、生徒を取り巻く環境に著しい変化があります。思春期を迎えることに加えて、こうした周辺環境の影響から、生徒の内面には大きな変化が起こる時期であることを教職員一人一人が認識し、生徒の内面に寄り添った登校支援をできるよう、次のような点を確認しましょう。

【学校生活全般について】

- 生徒の発達段階や一人一人の特性を理解し、個に応じた適切に支援をしている。
- 生徒の思いを理解し、内面に寄り添った丁寧な支援をしている。
- 信頼できる大人として、生徒との好ましい関係をつくっている。
- 保護者の思いを理解し、好ましい関係をつくるための配慮をしている。
- 担任が一人で抱えることなく、日常的に他の教師と生徒一人一人に関する情報の共有を行い、指導や支援につなげている。
- 相談できる人や場所を明確にし、児童や保護者に周知している。

【学習面や進路について】

- 小学校での学習内容等を把握したうえで、わかる授業づくりを行っている。
- 学習内容や授業の進度等について年度当初に生徒に説明をし、生徒が見通しをもち、主体的かつ継続的に学ぶ意欲をもてるような指導を心がけている。
- 学習意欲が低下している生徒が、少しずつでも意欲をもてるように工夫した授業づくりをしている。
- 学習評価や評定の意味や方法等に関して、生徒に丁寧に説明している。
- 卒業後の進路に対して生徒や保護者が不安を感じないように、学年に応じた指導や説明をしている。
- 長期休業中の学習課題などが、生徒にとって過重にならないよう、各教科の課題の質や量の調整等がなされている。

【行動面や交友関係について】

- 新しい仲間との関係づくりに困難を感じている生徒や、生活環境、行動範囲や交友関係の変化によって、戸惑っている生徒に対して具体的な支援をしている。
- 複数の教員で、生徒一人一人の様々な状況についての情報を共有し、それぞれに寄り添った支援をすすめている。

【部活動について】

- 威圧的な態度ではなく、生徒と好ましい関係を築けている。
- 勝利や成果のみを優先せず、生徒に無理な課題を強いないよう配慮をしている。
- 技術面での伸び悩み等を感じている生徒に適切な指導や助言をしている。
- 生徒一人一人が上級や同級の部員と好ましい関係を築けるよう配慮をしている。

高等学校編 ー生徒・保護者の思いを理解するためにー

高校では通学区域が広がるために、生徒の行動範囲も広域にわたります。また交友関係についても、友達を介して、その友達の中学校時代の仲間や、塾、予備校、定時制ではアルバイト先でのつながりなどへも広がっていきます。さらにスマートフォン等を介して交友関係は広がりを見せ、大人からは見えにくくなります。このような背景があることを教職員が認識したうえで、生徒の小さな変化に気付く努力を怠らず、内面に寄り添った登校支援ができるよう、次のような点を確認しましょう。

【学校生活全般について】

- 生徒の発達段階や一人一人の特性を理解し、個に応じた適切に支援をしている。
- 生徒の思いを理解し、内面に寄り添った丁寧な支援をしている。
- 信頼できる大人として、生徒との好ましい関係をつくっている。
- 保護者の思いを理解し、好ましい関係をつくるための配慮をしている。
- 担任が一人で抱えることなく、日常的に他の教師と生徒一人一人に関する情報の共有を行い、指導や支援につなげている。
- 相談できる人や場所を明確にし、児童や保護者に周知している。

【学習面や進路について】

- 生徒の学習状況等を把握したうえで、わかる授業づくりを行っている。
- 学習内容や授業の進度等について、年度当初に生徒に説明をし、生徒が見通しをもって主体的かつ継続的に学ぶ意欲をもてるような指導を心がけている。
- 学習意欲が低下している生徒が、少しずつでも意欲をもてるように工夫した授業づくりをしている。
- 学習評価や評定の意味や方法等に関して、生徒に丁寧に説明している。
- 進級や卒業、卒業後の進路に対して、生徒や保護者が不安を感じないよう、学年に応じた指導や説明を行っている。

【行動面や交友関係について】

- 新しい生活環境に戸惑っている生徒、仲間との関係づくりに困難を感じている生徒や学校内外の交友関係に悩んでいる生徒に対して、具体的な支援をすすめている。
- 複数の教員で、生徒一人一人の様々な状況についての情報を共有し、それぞれに寄り添った支援をすすめている。

【部活動について】

- 威圧的な態度ではなく、生徒と好ましい関係を築けている。
- 勝利や成果のみを優先せず、生徒に無理な課題を強いないよう配慮をしている。
- 技術面での伸び悩み等を感じている生徒に適切な指導や助言をしている。
- 生徒一人一人が上級や同級の部員と好ましい関係を築けるよう配慮している。

2

教師のためのチェックリスト

児童生徒の状況を把握しましょう

学校はすべての児童生徒の登校を支えるために様々な情報を次年度の担任等に引き継ぎ、校内での情報共有に努める必要があります。また、不登校を含めた長期欠席につながる可能性のある児童生徒の状況や行動の変化などの微弱なサインを教職員一人一人が早期に、敏感にキャッチすることが、児童生徒の登校支援のためには重要です。次のような点について確認しましょう。

すべての児童生徒にとって観察が必要な項目例

- GW明けや長期休業後の児童生徒の登校状況や学校生活の様子を十分に観察している。
- 学校行事やその準備期間等に登校状況や学校生活の様子を十分に観察している。
- 定期テストの結果や学習成績通知の際に、児童生徒に温かな声をかけている。

児童生徒の登校を支えるために引き継ぎを行う情報例

【児童生徒本人についての情報】

- 日常の行動等の記録、学校生活アンケート、個人ノートからの情報
- 児童支援CO、特別支援教育CO、児童指導担当、生徒指導担当、学年職員、教科担当、養護教諭、部活動顧問等からの情報 ※COはコーディネーターの略
- かわさき共生*共育プログラム効果測定の結果からみた情報
- 保護者が心配していることや家庭での様子に関する情報
- 学校外の相談機関への相談状況に関する情報

【児童生徒本人の経験について】

- いじめの加被害等、友達とのトラブルの経験
- 家庭生活における環境等の変化
- 転校の経験
- 受験の経験

【前年度までの登校等の状況について】

- 欠席日数 遅刻、早退回数
- 保健室登校等の状況
- 保健室への来室状況
- 不登校を含めた長期欠席の状況

登校を支えるための児童生徒の観察項目例

【学校生活全般でみられる状況について】

- 軽度と思われる体調不良による欠席や、休日明けの欠席が多い。
- 特定の教科がある日に欠席したり、その時間だけ保健室に行きたがったりすることがある。
- 忘れ物をすることや提出物が出せないことが頻繁にある。
- 授業時間に保健室等に行くことや、特別教室での授業に遅れることが頻繁にある。
- 友達とのトラブルに対処することが困難な様子がある。
- 学校外での交友関係や行動で心配される様子がある。
- 外国籍等の児童生徒で日本語の習得が十分ではない様子がみられる。

※ 以下の状況ではいじめも想定した至急の対応が必要です。

- 集団活動または休み時間に孤立している様子がみられる。
- 持ち物がなくなったり、別の場所に移動させられたりすることがある。
- 席替えや班編制の際に周囲から避けられる様子がある。
- 発言や行動、容姿、服装をからかわれることがある。
- 机やイス、学用品等に落書きされたり、作品や写真にいたずらをされたりしている。
- 暗い表情でいることが多く、話しかけても元気がない様子がみられる。
- 体調不良（だるい、気持ち悪いなど）を訴え、急に活動意欲を失っている。
- 保健室への来室や職員室の付近に一人でいることが急に増えている。

【学習の場面でみられる状況について】

- 特定の教科に対して、極端に学習意欲の低下を感じることもある。
- 言いたいことを友達や教師に、言葉や文章で上手く伝えられないことがある。
- 授業中に学習に集中できずに、他の事をしたり、学習場所から離れたりすることが頻繁にある。
- グループ学習の際に、孤立しがちになる様子がみられる。
- 家庭での学習課題（宿題）を忘れることが目立ったり、それを理由に登校を渋ったりすることがある。

【その他の状況について】

- 学校外でのことを話したがないことがある。
- 着衣の汚れが目立つなど、生活や行動に不衛生な様子がみられる。
- 時間や曜日に限らず、家庭への電話などによる連絡がつきにくいことがある。

3

教師のためのチェックリスト

登校支援対象者が続けて休み始めたときに

登校支援会議で、「学校生活での状況」「学習の状況」「家庭での状況」や「欠席日数や遅刻・早退回数等の状況」について総合的な判断のもと登校支援対象者及び対象となる可能性の高い児童生徒に対しては、「休み始めの3日間」に有効な働きかけをすることが重要です。次のような点について確認しましょう。

【欠席1日目】保護者から連絡があっても、放課後等には電話をしてみましょう

- 朝、欠席の連絡があっても、放課後に電話をして児童生徒の様子を確認している。
- 電話をかける時間やかけ方について、家庭の都合に十分な配慮ができています。
- 心配している気持ちを伝えている。
- 欠席理由がどんな場合にも、勝手な思い込みなどをせずに丁寧に対応している。
- 翌日の時間割や持ち物等を、担任として責任をもって伝えている。

【欠席2日目】状況に応じて、家庭訪問をして本人や保護者に直接会う必要があります。

- 家庭訪問をする場合、事前に電話をし、家庭の都合の良い時間を確認している。
- 授業や学級での配付物、翌日の予定や持ち物を知らせる準備をしている。
- 欠席理由を追及するのではなく、心配している気持ちを伝えている。
- 児童生徒や保護者の気持ちを受け止め、安心して話ができる接し方をしている。
- 本人に会えなかったときのために、気持ちのこもった手紙を用意するなどしている。
- 学年主任等に事前連絡と事後報告をしている。

【欠席3日目】チーム支援会議を開き、情報共有し具体的な支援策を検討しましょう。

- 個別の支援のためにチーム支援会議を開き、登校支援計画を検討している。
 - 継続的にチームでの情報共有する方法等について確認している。
 - 週に1回程度、チーム支援会議を開き、情報共有と登校支援策の補正等を検討している。
 - 管理職に指導経過を報告している。
- ※ 中学校ではスクールカウンセラーと情報共有し、登校支援をすすめていくことも有効です。

登校支援対象者ではない児童生徒で、『保護者から連絡があっても理由がはっきりしていない欠席が続く』場合には、登校支援対象者と同様に捉える必要があります。また、『理由がはっきりしている場合にも電話連絡等の中で、心配な様子が感じられる』場合には、登校支援対象者と同様の対応を進める必要があるかどうかを適切に判断しましょう。

4

教師のためのチェックリスト

緊急支援の判断を的確に

児童生徒がはっきりした理由もなく、突然続けて欠席し始めた場合には、児童生徒の身に危険が迫っている可能性を想定し、次のような点をもとに児童生徒にかかわりのある複数の教職員で緊急度を判断する必要があります。

緊急度を判断する項目例

【欠席が続くまでの児童生徒の学校生活の様子】

- 本人の表情、行動、言葉遣い、服装、持ち物などに変化があった。
- 登下校も含めて、学校内の友人関係に変化があった。
- 学習やその他の活動への意欲に変化があった。

【学校が把握している学校外での交友関係や行動】

- 上級生や他校の生徒と好ましくない交友をする可能性がある。
- 教職員や保護者の知らない少年や成人と行動を共にする可能性がある。
- 本人より年下の児童生徒と頻繁に行動している等の情報を得たことがある。
- 学校外での違法行為や非行行為を把握したことがある。
- 深夜の時間帯に地域で行動しているとの情報を得たことがある。

【学校が把握している家庭の状況】

- 本人が家庭のことなどの話をしたがない様子があった。
- 最近、家族関係等に何らかの変化があった。

【欠席し始める前後の保護者との連絡状況】

- 学校から保護者に連絡を取りにくい状況がある。

【欠席し始めた後の本人の所在の確認】

- 学校の教職員が本人と会えない状況がある。
- 保護者が本人の所在を確認できない状況がある。

上記項目例はあくまでも目安です。収集した様々な情報を総合的に捉え、緊急度を判断しましょう。緊急時において躊躇することは、児童生徒の身を危険にさらす可能性があります。必要に応じて迅速に関係機関と適正な連携を図りましょう。

すでに欠席が長期に及んでいる児童生徒や保護者の状況は様々ですが、教師が児童生徒や保護者と信頼関係を築き、温かみのある支援を続けることが大切です。すべての教職員が次のような点を確認したうえで、家庭と連携した登校支援をすすめましょう。

欠席が長期化している児童生徒への望ましい配慮の項目例 1

【学校全体ですずめる取組】

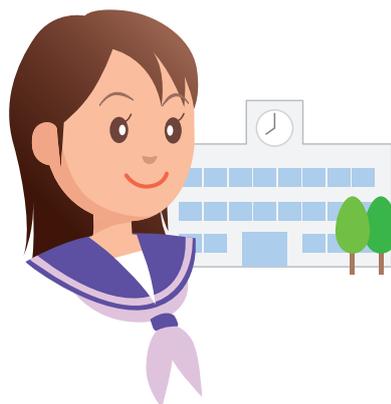
- 学年及び、スクールカウンセラー、教育活動サポーター、特別支援教育サポーター等を含む学校全体の教職員で、児童生徒の情報を共有している。
- 登校支援会議やチーム支援会議を行い、支援の方向性について協議、検討を行っている。
- 児童生徒や保護者への支援を記録している。
- 児童生徒が登校した際、教室以外の居場所と対応する人材が学校内に確保されている。

【年度当初の支援について】

- 担任として家庭訪問し、児童生徒や保護者との関係づくりをスタートさせている。
- 教科書、副教材、生徒手帳（中学校）その他の配付物等を渡している。
- 学校の年間予定、時間割、教科担当者名などを伝えている。
- 児童生徒や保護者が学校にどのような支援を求めているかの把握に努めている。
- 諸会費（PTA 会費、学年費、生徒会費等）や諸経費（教材費、給食費、積立金等）の納入について、保護者に十分な説明をして了承を得ている。

【学級での日常的な配慮について】

- 児童生徒が学級の一員として班や係などに所属している。
- 班名簿、係活動などの学級掲示物に児童生徒の名前が掲載されている。
- 児童生徒の机、椅子、下足箱、ロッカーなどがいつでも使える状態にしてある。
- 児童生徒が教室に入りやすいように座席の位置を配慮している。
- 日ごろから、児童が登校した際に、教室に入りやすい温かな学級の雰囲気をつくろうと心がけている。
- 学級での児童生徒の状況等の伝え方を、本人や保護者と相談して決めている。



欠席が長期化している児童生徒への望ましい配慮の項目例 2

【継続的に行う支援について】

- 学校便りや学級通信、月予定などを家庭に届け、学校・学級の様子を伝えている。
- 児童生徒や保護者の負担にならないような頻度や方法で、直接的な関わりをもっている。
- 家庭訪問する場合には事前に訪問する時間等を家庭に伝えている。
- 児童生徒が学校に来られそうな機会（行事等）に参加できるような配慮をしている。
- 児童生徒の興味・関心、好きなことを把握し、良好な関係づくりに努めている。
- 懇談会、各種説明会、個人面談や家庭訪問などの情報を、随時家庭に知らせている。
- 個人面談を他の児童生徒と同じ時期に実施している。
- 学習プリントや教材を、随時家庭に届けている。
- 健康診断の実施やその後の受診について十分に説明をしている。
- 教育相談センター、適応指導教室、相談指導学級、その他の居場所や支援機関や「インターネット電子問題集」の利用について必要に応じて紹介している。

以下は主に中学校、高等学校

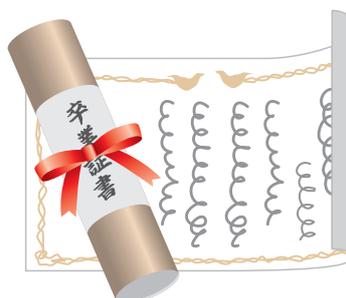
- 進学等に向けた相談や指導（面接シートや面接練習などを含む）を行っている。
- 定期テストの範囲表を届け、学習の方法や受験時の配慮について相談をしている。
- 定期テスト等を受験しやすい別室受験等の環境づくりに配慮している。

【年度末に向けての支援について】

- 次年度の学級編成に向け、児童生徒や保護者の意向を把握するように努めている。
- 卒業後の進路について、日頃から児童生徒や保護者との相談の機会を設けている。
- 卒業アルバム・文集、卒業式参加などについて、児童生徒や保護者の意向を確認している。

中学校卒業後の進路選択に向けて児童生徒や保護者に提供する情報例

- 「神奈川県公立高等学校入学者選抜募集案内」
- 「学校説明会」「不登校相談会・進路情報説明会」のお知らせ
- 「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」に関する説明
- 就学援助制度等の経済的な支援制度に関する説明
- 全日制・定時制・通信制等の特色や、サポート校、専修学校等の説明 等



本編 14～16 ページ参照

6

教師のためのチェックリスト

教育相談で児童生徒や保護者の思いに寄り添う

教育相談は、教師が児童生徒や保護者の悩みや不安に耳を傾け、児童生徒が抱える様々な課題を解決していくためのきっかけとして大切な時間です。児童生徒や保護者の話を傾聴し「児童生徒や保護者とのより好ましい関係づくり」につなげていくために、次のような点を確認しましょう。

教育相談を効果的にすすめるための項目例

※ 相談者とは「児童生徒や保護者」を示しています。

【教育相談の前の環境づくり等について】

- すべての児童生徒や保護者との個別の教育相談や家庭訪問の機会を設定している。
- 校内で研修を実施するなどして、「相談者の話を傾聴する」という姿勢で臨んでいる。
- 相談者が話しやすくなるような座席の配置等を工夫している。
- アンケートを実施するなどして、事前に児童生徒の生活や学習等の状況を把握している。
- 休み時間に教室に残るなどして、相談しやすい雰囲気づくりをすすめている。

【教育相談中には】

- 相談者が自身の言葉で気持ちを表せるような問いかけを心がけている。
- 「あいづち」「うなずき」「繰り返し」を用い、相談者が話し続けやすいよう応じている。
- 相談者の話す「間」「トーン」「速度」に合わせて相談をすすめている。
- 「沈黙」の時間を相談者の思考する時間として「待つこと」を意識している。
- 相談者が自ら課題を解決する力を引き出せるように心がけている。
- 相談者が上手く表現できない場合、代わりに言語化して心の整理を手伝っている。
- 腕組みや足を組むなどで威圧的な印象を与えないように心がけている。
- 教師自身のことについて指摘があった場合に、真摯に受け止めている。
- 継続相談が必要な場合に次回の約束をしている。
- 相談者から即答が難しい質問があった場合は、後日丁寧に答えている。

【教育相談の後に】

- 相談者との約束を守っている。
- 相談内容次第で、他の教職員や保護者と連携を図り、具体的な支援につなげている。

※ 相談内容は秘密保持が原則ですが、内容によっては一人の教師が抱え込むことのないようにする必要があります。相談者に承諾を得るなどして慎重に取り扱しましょう。



円滑に相談をすすめるための言葉かけの例

【相談の始まりは】

いきなり話を始めるのではなく、来てくれたことを歓迎し、相談者の心をほぐすような言葉をかけましょう。



【傾聴 受容】

相談者の話を遮らずに、丁寧に相手の話と気持ちに寄り添いましょう。



【繰り返し】

相談者の特に感情を表す言葉を繰り返すことで、気持ちを受け止めていることを伝えましょう。



【明確化】

相談者がうまく表現できないことを言語化して心の整理を手伝いましょう。



【質問】

話を明確化するとき、気持ちを代弁するような質問をしましょう。



【自己解決を促す】

相談者が、自らの課題と向き合えるような言葉をかけましょう。



児童生徒の登校支援に関する相談機関等

全国共通ダイヤル

◇ 24 時間子供SOSダイヤル 0570-0-78310

川崎市教育委員会事務局

総合教育センター教育相談センター

学校へ行きたがらない子どもについて、電話での相談や心理臨床相談員との来所での相談を行っています。また、家に閉じこもりがちになっていたり、家庭で相談をしたりしたい場合には、不登校家庭訪問相談もあります。

◇ 来所面接相談（予約制）

塚越相談室 044-541-3633（平日 9：00～17：00）

溝口相談室 044-844-3700（平日 9：00～17：00）

◇ 24 時間子供SOS電話相談 044-522-3293（毎日）

◇ 一般電話相談

塚越相談室 044-541-3633（毎日 9：00～18：00）

溝口相談室 044-844-3700（平日 9：00～16：30）

◇ 子ども電話相談 044-844-6700（平日 9：00～16：30）

◇ 不登校家庭訪問相談 044-522-3534（平日 9：00～17：00）

学校教育部指導課（平日 9：00～17：00）

◇ 教育相談室 044-200-3288～3289

学校教育部 区・教育担当（平日 8：30～17：15）

スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の諸問題の解決に向け、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒の置かれている様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援していく役割（チーム体制の構築、ケース会議の実施、教職員等への研修など）を持っており、区・教育担当のもとに配置しています。学校が保護者と合意した上で管理職から各区・教育担当へ派遣要請をします。

◇ 川崎区 044-201-3325 ◇ 幸 区 044-511-7205 ◇ 中原区 044-722-8095 ◇ 高津区 044-861-5624

◇ 宮前区 044-888-4035 ◇ 多摩区 044-935-3795 ◇ 麻生区 044-951-1405

川崎市児童相談所（平日 8：30～17：00）

子どもたちのより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づいて設けられた専門の相談機関。原則として0歳～18歳未満の子どもに関する相談を受け、一緒に問題解決の方法を考えます。子ども自身からの相談も受け付けます。

【相談内容】

- ・ 家庭の事情（保護者の病気や経済的な理由など）で子どもの養育ができない。
- ・ 行動や性格が気になる、または虐待が疑われる子どもがいる。
- ・ 子どもをひどく怒ってしまったり、叩いたりしてしまう。
- ・ 盗み、家出、夜遊び、暴力など非行傾向があってどう対応してよいかわからない。 等

◇ こども家庭センター（川崎区・幸区・中原区） 044-542-1234

◇ 中部児童相談所（高津区・宮前区） 044-877-8111

◇ 北部児童相談所（多摩区・麻生区） 044-931-4300

区役所保健福祉センター 児童家庭課（平日 8：30～17：15）

児童福祉法に基づき、18歳未満の子どもの養育・成長発達・不登校に関する相談を来所や電話で受け付けています。また、生活一般についての相談も受け付けています。必要に応じて専門機関も紹介します。

◇川崎区役所 044-201-3214

◇大師支所保健福祉ステーション児童家庭係 044-271-0150 ◇田島支所保健福祉ステーション児童家庭係 044-322-1999

◇幸区役所 044-556-6693 ◇中原区役所 044-744-3279 ◇高津区役所 044-861-3315

◇宮前区役所 044-856-3308 ◇多摩区役所 044-935-3101 ◇麻生区役所 044-965-5234

川崎市精神保健福祉センター こころの電話相談 044-246-6742（平日 9：00～21：00）

こころの健康の保持増進、精神保健福祉に関する活動を中心的に推進する機関です。ひきこもり・思春期相談担当では、明らかな精神疾患によるものではない「ひきこもり」状態、いわゆる「社会的ひきこもり」でお悩みの、市内在住 18歳以上のご本人やご家族の方への支援を行っています。

川崎市発達相談支援センター 044-223-3304（平日 9：00～17：00）

発達障害やその疑いのある方の心身の健康に関する相談や家庭生活や社会生活での困りごと、就労等についての相談を受け付けています。

川崎市児童・青少年電話相談 044-542-1567（平日 9：00～20：00）

川崎いのちの電話 044-733-4343（毎日 24 時間）

川崎市人権オンブズパーソン 子どもあんしんダイヤル 0120-813-887

（月・水・金 13：00～19：00 土 9：00～15：00）

かわさきチャイルドライン 0120-874-262（水 16：00～21：00）

神奈川県警察本部少年相談・保護センター 川崎方面事務所 044-549-8105

（平日 8：30～17：15 土日祝・夜間は留守番電話）

専門の相談員が少年（20歳未満）の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を保護者や学校関係者から受け、その立ち直りを支援しています。

【相談内容】

・帰宅が遅い、夜遊び、無断外泊、家出・金銭持ち出し、万引き・喫煙、飲酒・家庭内暴力・薬物・友人関係・暴力・無断欠席、早退・いじめ・犯罪被害・携帯電話等のサイトやSNSで知り合った人と会う 等

神奈川県立青少年サポートセンター 青少年サポートプラザ 045-242-8201

（9：00～12：00、13：00～16：00 年末年始と月曜日を除く）



学校以外の「居場所」「学びの場」等

ゆうゆう広場（適応指導教室） 044-814-0778（平日 9：30～16：00）

少人数での創作、体験活動（工作・美術・家庭科・調理・スポーツ等）、ふれあい活動（話し合い、卓球等）や学習活動等を通して、子どもたちが心のエネルギーを蓄え、学校や社会復帰への活動をしています。市内6か所あり、地理的条件等を考慮して選択できます。

- ◇ゆうゆう広場みゆき ◇ゆうゆう広場さいわい ◇ゆうゆう広場なかはら
◇ゆうゆう広場たかつ ◇ゆうゆう広場たま ◇ゆうゆう広場あさお

相談指導学級

心因性の不登校生徒に対して、生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導を行うとともに、集団活動等を通して人間関係の改善や自立心の確立を目指し、情緒の安定を図ることで、在籍校への復帰や社会生活への適応を目指しています。原則として入級する前に、1週間程度の仮通級を行い、その後の支援を相談します。臨港中学校・西中原中学校に設置しています。入級時に学籍を移します。

- ◇臨港中学校 044-333-5537
◇西中原中学校 044-766-2225

NPO 法人 教育活動総合サポートセンター 044-877-0553（平日 10：00～17：00）

勉強についていけない子ども、学校へ行きたくても行けずに悩んでいる子ども達に学ぶ場・活動の場・憩いの場・相談、進路指導の場を提供するため、公立学校で退職した教職員を中心に教員を目指している大学生とともに、学校復帰、社会復帰を目的に、心のケアを図りながら、各教科の学習等の支援を行っています。川崎区（旭町）、高津区（宮ノ下）、宮前区（南野川）にあります。

- ◇こどもサポート旭町 ◇こどもサポート宮ノ下 ◇こどもサポート南野川

NPO 法人 フリースペースたまりば

川崎市子ども夢パーク「フリースペースえん」 044-850-2055

（平日 10：30～18：00 ただし火は 14：00 まで）

日本では珍しい公設民営のフリースペースです。不登校・引きこもり・非行・いじめなどに関する本人・家族からの電話相談、来所相談（要予約）を通して、川崎市子ども夢パークを活動拠点とし、「自分で決めるプログラム」から学校外での多様な学びや育ちを保障する居場所の運営を行っています。

参考文献・刊行物

- ・「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関する Q & A」平成 24 年 6 月
国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
- ・「生徒指導リーフ」国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
- ・「生徒指導提要」平成 22 年 3 月 文部科学省
- ・「学校ができる 教員ができる 不登校の未然防止」平成 24 年 3 月 神奈川県立総合教育センター
- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」平成 20 年 6 月 神奈川県教育委員会
- ・「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして ～不登校の現状と対策～」平成 20 年 2 月 川崎市教育委員会
- ・「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてⅢ ～不登校の現状と対策～」平成 23 年 10 月 川崎市教育委員会

**一人ひとりの子どもを
大切にすゑる学校をめざして
〔Ⅷ〕**

～子どもたちの登校をささえるために～

発行年月 平成27年10月
編集・発行 川崎市教育委員会